

# 第1回 公的部門に関する検討委員会

平成18年10月10日

内閣府経済社会総合研究所

1. 日時 平成18年10月10日(火) 18:00～19:30

2. 場所 中央合同庁舎第4号館共用第4特別会議室(4階 406号室)

3. 出席者

(公的部門に関する検討委員会委員)

中村委員長、跡田委員、岩本委員、作間委員、関川委員、山本委員

(経済社会総合研究所)

黒田経済社会総合研究所長、広瀬経済社会総合研究所次長、法専総括政策研究官、  
大脇総務部長、丸山上席主任研究官、大貫企画調査課長、二村国民支出課長、  
二上国民生産課長、川島分配所得課長、百瀬国民資産課長、工藤価格分析課長、  
広川地域・特定勘定課長

4. 議事

(1) 会議の体制及び公開について

(2) 調査審議の方向等について

5. 配布資料

資料1 国民経済計算調査会議 公的部門に関する検討委員会 委員名簿

資料2 国民経済計算調査会議 組織図

資料3 国民経済計算調査会議の公開について

資料4 検討対象と考えられるテーマ等の整理

資料5 93SNAにおける一般政府及び公的企業の定義

資料6 我が国の国民経済計算における政府諸機関の分類(格付け)の枠組み

資料7 『国民経済計算年報』における公表系列(公的部門関連)

資料8 93SNAの改定(1993SNA rev.1)に向けた国際的な検討状況

(公的部門に関する主な論点)

## 6. 議事内容

○大貫企画調査課長 それでは、ただいまから第1回公的部門に関する検討委員会を開会させていただきます。

はじめに、内閣府経済社会総合研究所長の黒田よりごあいさつを申し上げます。

○黒田経済社会総合研究所長 黒田でございます。今回、第1回の公的部門に関する検討委員会ということで、数回にわたってよろしくお願ひしたいと思ひます。

この委員会は、全体の国民経済計算会議におきまして7月に設置することを決定いただきました。本日おいでいただひている委員の先生方に快くお引き受けをいただきまして、本当にありがとうございました。お忙しいところ、大変ご厄介になりますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

特に、委員長を引き受けていただひた中村先生にはいろいろな形で、これからまだまだ教へていただくことがたくさんあると思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

近年、特に公会計、そして公的部門のSNAでの取り扱ひにいろいろなところで問題を我々は感じておりまして、政策論の中でも財政のバランス、特にプライマリーバランスの問題、それから中央政府と地方政府との関係について、どういう形でデータをとらえればいひかということが大きな問題になってきております。

データとしての整合性と、それから速報性というのが非常に重要視されるようになっておりまして、それをどう考えるかということに我々は頭を痛めているところでございます。

それからまた、構造改革の一環として、いろいろなところが大きく組織を変更しておりまして、例えば郵政民営化等に伴って、今まで公的企業に格付けされていたものが民営化されるということをとりますとも、SNAの中でどういうふうに民と公の振り分けをするかということも非常に大きな問題になってきているところでございます。

それと合わせて、各国がいろいろな形の構造改革を進めておりまして、その中でSNAの比較可能性という意味でも、この公的部門をSNAの中でどう扱っていくかということはまだまだ議論が足りないところござひまして、できれば日本で独自に考え、また日本が制度に基づいてこういうふうに扱ひということについて、世界的にも発信できるような、そういう議論をしていただければと考えております。

そういう意味で、いろいろなことをお願ひすることになりますけれども、我々も大いに勉強させていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

簡単でございますが、ごあいさつにかえさせていただきます。

○大貫企画調査課長 お手元の資料を確認させていただきます。

議事次第、座席表、事務局からの資料として1から8、また岩本委員のご発言用資料も合わせて配付しております。もしも欠けているものがございましたらお知らせいただくようお願いいたします。

この公的部門に関する検討委員会は、去る7月19日の国民経済計算調査会議において新規に設置が決定されております。当検討委員会は、国民経済計算体系における公的部門のデータに関する概念、表章項目のアップデートについて検討し、利用者のニーズを反映した勘定整備に資することを目的としております。来年夏を目途に課題のリストアップ、検討の方向性について取りまとめる形とさせていただければと考えております。

委員長につきましては、国民経済計算調査会議の議長により中村委員が指名をされております。お手元の資料1に委員名簿がございますので、この順にご紹介させていただきます。

跡田委員、岩本委員、作間委員、関川委員、ここで中村委員長でございます。藤井委員は本日ご欠席の予定でございます。そして山本委員です。それでは、委員長に司会をお願いいたします。

○中村委員長 公的部門に関する検討委員会の委員長を務めさせていただきます中村でございます。よろしくをお願いいたします。

それでは、事務局から本委員会運営に関する議題について説明をお願いいたします。

○大貫企画調査課長 議事のうち、会議の体制及び公開について簡単にご説明させていただきます。

まず、資料2といたしまして、国民経済計算会議の組織図を配付しておりますので、これをご覧いただきたいと思っております。総会のもとに5つの部会が設けられております。このうち、上の2つ、体系整備検討委員会及び推計手法検討委員会、こちらでは分野横断的なテーマをご検討いただいております。体系整備検討委員会では、国民経済計算体系の整備という観点から一次統計の改善といった基本的な問題あるいは国際的な動向への対応等についてご議論をいただいております。また、2番目の推計手法検討委員会は、推計方法の変更等の当面の重要課題についてご検討をいただくものでございます。

一方、検討委員会の部会のうち、下の3つにつきましては、個別の分野をテーマに掘り下げてご議論をいただくこととしております。3番目でございますF I S I M検討委員会、これは間接的に計測される金融仲介サービスの計測について、4番目の資本ストック検討委員会においては、資産勘定や資本ストック統計の整備についてご議論いただいております。一番下の公

的部門に関する検討委員会が本日の委員会でございます。

これらの検討委員会は、ほかの検討委員会で検討されているテーマについて、特に議論をしてはいけないということはありませんので、ほかの検討委員会の所掌事項でございまして、自由にご議論をいただきたいと考えております。

次に、会議の公開について資料3をご覧くださいと思います。

国民経済計算調査会議及び各検討委員会は、原則として公開という形にさせていただいております。本日の会議につきましても公開の扱いとなっております。委員長が特段の理由があると認めた場合に限り、理由を明示した上で、会議の全部又は一部を非公開とする形にさせていただいております。配付資料や議事録についても同様の扱いとなっております。以上です。

○中村委員長 ただいまの事務局からの説明にご質問等ございましたらご自由にご発言願いたいと思います。いかがでしょうか。

特段ございませんようですので、本委員会の今後の検討テーマに関する議題に移りたいと思います。事務局から説明をお願いいたします。

○二村国民支出課長 本日は、本検討委員会において、今後取り上げるべきテーマについて、自由にご議論いただこうと考えております。

まず、事務局から問題意識について簡単にご説明差し上げたいと思いますので、資料4をご覧くださいと思います。資料4に、検討対象と考えられるテーマについて簡単に整理しております。これはあくまで事務局の問題意識であり、テーマはこれに限るということではございませんので、さらに追加すべき点等があれば、また後ほどご議論いただければと思っております。

はじめに、簡単に公的部門の検討が必要な背景ということをもとめております。これらの点については皆様方、もう既にご承知かと思いますが、簡単に説明させていただきます。

まず1つ目でございますが、財政改革等に関する政策論議が近年高まっておりまして、その中で議論のベースとして客観的なデータの拡充というものが求められているという背景がございます。プライマリーバランス等は政策目標にも使われているところでありまして、そういったデータ面の拡充の重要性が高まっているということが一つございます。

それから2点目といたしまして、既に財務関連の統計は幾つかありますが、それらの概念が統一されていないということに伴って不具合が生じているということでありまして、統一的なデータが把握しにくいですとか、あるいはSNAと公会計や財務統計との間で項目の概念あるいは公的部門の範囲等について相違があるということ、これらを連結したり、相互に補いな

がら使うということがなかなかできないような事情があるということでございます。

これは、SNAの推計においても財務データをSNAベースに変換する際の困難の度合いを増加させるということで、推計精度や公表の早期化といった上でも1つの課題なのではないかと考えております。

3点目でございますが、近年、政府諸機関が民間化されたり、独立行政法人化ということで組織形態も変わっておりますし、そもそもの政府や公的部門の役割というものが変化しておりますが、そういった中でSNAの定義に照らして、政府とか公的部門の範囲、政府諸機関の分類—SNAでは格付けという言葉を使っております—について再検討が必要ではないかといった背景がございます。

資料5に基づいて、現在のSNA上で、政府及び公的部門というものがどのように定義づけられているかということをご説明したいと思います。資料5の各パラグラフに番号が付されておりますが、これは国際基準であります93SNAマニュアルというものがございまして、その中のパラグラフの番号でございます。

まず、一般政府とは何かということでございますが、2つ目のパラグラフになってしまいますが、4.113. というパラグラフに示されているとおり、中央、州、地方政府、すべての単位あるいは年金等の社会保障基金、医療関係も含まれますが、そういったもの、それから政府単位によって支配され、主にファイナンスされているすべての非市場非営利団体というふうに一般政府の範囲は定義されております。

生産という観点からは、4.104. の最後の行にアンダーラインを引いておりますが、非市場生産に従事するという特徴もございます。非市場生産ということについては同じ資料の次のページでご説明いたしますので、2. として公的企業とは何かということに移らせていただきたいと思います。

公的企業というのは、政府によって支配されているすべての非金融法人・準法人企業によって構成される、となっております。ここで非金融法人と断っておりますが、金融機関についても別のところで同じ定義がなされておりますので、ここはすべての法人について語られているというふうに理解していただいて結構でございます。

政府によって支配されているということの基準として、同じパラグラフ、1ページ目の一番下に(a)と(b)、2つの基準が掲げられておりますが、その2つによって判断するとなっております。

(a)は、過半数の議決権株式を保有しているあるいはそれを支配することができる場合と

いうことであります。これは、政府による「所有」という言葉で通常議論しております。

(b) の基準というのは、政府に法人の経営方針の決定、役員任命の権利が与えられている場合ということでございます。はじめの方で、政府によって支配されているという言葉がありました。最初に申し上げた「支配」というのはより広い意味での支配でありまして、この(b)の基準の方は同じ「支配」という言葉で議論しておりますが、最初に申し上げた「支配」よりは狭い意味で使っております。

要するに、ある法人企業が公的部門か民間部門かという判断としては、政府によって「所有」または「支配」されているかという基準が設定されているということでございます。

次のページに先ほど申し上げた非市場という言葉の定義がございます。市場生産、非市場生産という言葉はSNAの中で用いておりますが、市場生産というのは経済的に意味のある価格で販売されるあるいはそれ以外の方法で市場で処分される産出、そういったものを指しております。一方で、非市場生産というのは、無料あるいは経済的に意味のない価格で提供される産出ということであります。

分類の流れとしては、ある機関がまず公的に当たるのか、民間に当たるのか、というのを先ほど申し上げた政府による「所有」または「支配」という基準で判断をした上で、公的部門に該当するものについて市場性があるかどうかということで一般政府なのか公的企業なのかを判断するということになっております。

ここで、経済的に意味のある価格というのは、6.45. というパラグラフの終わりの2行に線を引いておりますが、生産者が供給しようと思う量と購入者が買おうと思う量とに価格が有意な影響を持つ場合とされております。

以上が若干抽象的ではありますが、現在のSNA上での一般政府あるいは公的部門に関する定義でございます。

資料4に戻っていただきたいと思っております。以上が背景でございましたが、ではそういった背景を踏まえて、具体的に検討対象と考えられるテーマとして幾つか掲げております。

1点目が今、申し上げたところでありますが、政府諸機関の分類の枠組みについて再検討する必要があるかどうかという点でございます。

資料6に移っていただきたいと思っております。資料6というのは、先ほどご説明した国際基準であるマニュアル上の定義を踏まえて我が国の国民経済計算において具体的にどういうふうに政府諸機関の分類を行っているかという考え方をまとめたものでございます。

資料6の1. に分類対象としている政府諸機関を掲げております。そこに挙げられているよ

うな国の一般会計、特別会計等からはじまって、独立行政法人あるいは社会保障基金に該当する機関、そういった各機関について1つ1つ基準に照らしまして、これは政府に入るのか公的企業なのかあるいは民間部門なのかといったことについて整理をしております。

その考え方でございますが、大きな流れは先ほど申し上げたとおり、2段階で判断しております。1段階目はその機関が公的部門に当たるのか民間部門なのかということ、政府による「支配」あるいは「所有」の有無という点から判断をいたしております。

第2段階として、公的部門に該当する機関について、一般政府なのか公的企業なのかを市場性の有無で判断をするという流れになっております。

具体的に公的、民間の区分としてどういう基準を使っているかといいますと、2.(1)に判断基準の1から4を掲げております。その4つの基準に照らしまして、これをすべて満たす場合には公的部門、1つでも満たさないものがあれば民間部門に分類しております。

見ていただくとおり、判断基準1というのは政府出資が50%超あるという基準でありまして、先ほど申し上げた言葉で言うと、政府による「所有」ということに対応するものであります。

判断基準2は政府に役員任命権・認可権がある、判断基準3は経営方針の決定権があるということですが、これらは政府による「支配」ということに対応する基準となっております。それに加えて判断基準4として、政府の代行業務を行っているか否かという基準も付け加えてございます。

これらの基準に従って公的部門に該当となったものが、次の(2)の基準、市場性の有無の判断に移ります。

これは基準が2つございます。判断基準5によって、金融業務を行っているか否かということ、これを最初に判断をするという枠組みにしております。これは金融資産が90%以上か否かということで、90%以上なら自動的に公的金融機関、それ以外であれば次の段階に進むという流れでございます。

金融機関に該当しないとなったものについて、判断基準6に基づいて、この判断基準6の中でさらに3つの下位の基準がございますが、そのうちの2つ以上に該当すれば公的金融法人、要するに市場性があると判断して公的企業に格付けて、それ以外のは一般政府に分類すると、そういった流れで作業しているのが現状の我が国のSNAでございます。

資料4に戻っていただきたいと思っております。

このような分類のやり方でいいのかどうかを検討していただきたいのですが、1つの観点としては、公会計との関係の整理が必要ではないかということでございます。そこに例示してお

りますが、日銀や日本中央競馬会等は、国民経済計算では、先ほどの基準に照らすと公的部門に含まれますが、財務省で作られている国の連結財務書類では連結の対象外、要するに政府、あるいは公的部門の範囲には入っていないということで、その辺のずれを整理する必要性があるかどうかということでございます。逆に、SNAの方が公的部門の範囲が狭くなっている例としてとしては、預金保険機構、総合研究開発機構等がございます。

そういった観点のほかに、国際基準であります93SNA自体の改訂の議論がございますので、その議論も踏まえながらしていきたいと、あるいはこれも背景の方で申し上げましたが、政府機関の組織自体が変わっておりますので、それを踏まえて基準自体変える必要があるのかないのか、についてもご議論いただきたいと考えておるところでございます。

資料4の2ページに移らせていただきますが、次の観点といたしましては、先ほど申し上げたこととも重なりますが、政府諸機関の組織変更、民営化ですとか独法化、こういったものへの対応をどうしたらいいかということで、例えば組織が変わって継承されたり移転されたりする債権・債務の取り扱いをどうしたらいいか、その辺の考え方を整理する必要があるのではないかと考えております。例としては、道路公団民営化を挙げておりますが、これに限らず一般的な考え方というのを整理したいと考えております。

次の観点は、経済財政政策にかかる政策論議・策定に必要なデータ整備ということで、1つは表章内容の整備・充実という観点です。資料7を付けておりますが、これは現在の「国民経済計算年報」に表章されている系列の中から、公的部門に関するものを抜き出したものでございます。これは現状どうなっているかということで添付しておりますので、参照していただければと思います。

それから同じく、政策論議に資するという観点からは公表早期化の実現可能性、四半期速報の充実ですとか、年次推計の早期化の可能性等についても検討する必要があるのかなということでございます。

次の観点は、これも前に申し上げたことと重なってきますが、公会計との関係の整備ということ。先ほどは政府諸機関の分類という観点でございましたが、それ以外にも項目の概念、分類についても整理する必要があるのではないかと考えております。1つの例としては、公的年金債務というものがSNA上では負債とは認識されないのですが、財務省で作られている国の財務書類では負債として認識されているといった相違点がございますので、こういったものについて整理する必要があるという問題意識でございます。

最後に93SNAの改訂、2008年に予定されているもので、これを初めとして、国際的な基準

のアップデートが行われている中で、それにどういふふうに対応していくかという観点でございます。これについては、資料8をご覧いただきたいと思ひます。

93 SNAの改訂自体は、全部で44項目を取り上げて議論が進められておりますが、本日お配りしている資料8は、公的部門に関する主なものを抜き出したものでございます。

今後、議論の中で必要があれば、ここに掲げてあること、あるいはここには本日は載せていない項目についても詳しくご紹介させていただきたいと思っております。本日は公的部門の関連でどういふ議論が行われているかということをお簡単に紹介するにとどめたいと思っております。

1つ議論されておりますのは、キャピタルゲインに対する税の取り扱いです。現状のSNAではキャピタルゲイン、これは実現したものも含めてでございますが、所得には含まれないという整理になっております。一方でキャピタルゲインに対する税というのは所得に課される税として扱われておまして、この点が矛盾しているのではないかと、修正する必要がないのかということ、議論が行われたわけ、結論としては、AEGという各国の専門家が集まったグループでありまして、93 SNAの改訂についての基本的なところはAEGで議論されておりますが、AEGの議論としては、キャピタルゲインに対する税の扱ひは現行どおりとし、ただし、分割して表章できる、あるいはそうすることに意味がある場合にはキャピタルゲインに対する税を所得に課される税の内訳として表章するといふことが言われているところでありませぬ。

次の項目は、税の取り扱いですが、税の定義とか範囲について少し明確にしようという議論があります。例えば国が何らかの免許を与える場合に手数料を払うケースがございますが、その手数料といふのは税と扱ふべきなのではないかといふ議論がありますが、この点については議論がまだまとまっておらず、引き続き議論されているといふことであります。

そのほか、税の関連では発生主義による税の記録という議論があります。SNAでは発生主義が原則とされ、決済が行われていなくても支払うべき事実が発生した時点で記録すべし、といふことが全体として決められているわけですが、税についても同じ発生主義による記録が原則としては掲げられておりますが、かなり柔軟性が認められているところでありませぬ。それが現状でありませぬが、それについて何か変更すべき点があるかどうかといふ点について議論されております。やや内容が細かいことになりませぬので、AEGにおける議論については資料の方で見ただけであればと思ひますが、基本的には発生主義をより徹底するといふ方向で議論がなされております。

それから、税の取り扱いの3点目、税控除の取り扱いについてでございます。これは税収から差し引くのと、あるいは一部または全部を政府の支出として記録することの、いずれが適切かという観点から議論が行われておりますが、AEGの議論では全額を政府の支出として記録するという方向が打ち出されております。

次の項目は先ほど申し上げたことでありますが、政府諸機関の分類の問題です。基本的には現状の枠組みは変えずに、より具体的に指標を示すという方向で議論がなされております。

次のページに移っていただきますと、政府と公的企業間の取引の記録について議論がありまして、これは配当あるいは資本投入が行われた場合の記録方法ということでございます。現状のSNAでは、政府と公的企業の間、それから政府と公的準企業の間、一準企業というのは企業そのものではないのですが、運営自体が独立して行われていて、所有者と準企業との事実上の関係が法人と株主の関係に類似しているものであり、企業に準ずる扱いをなされているわけですが、そういう公的企業との間の場合と、公的準企業との間の場合で若干取り扱いがそろっていないところがありまして、それを統一すべきかどうかということについて議論がなされておりますが、基本的には統一するという方向で議論が進んでおります。

最後の論点は、政府による債務保証の付与及びその履行ということですが。債務保証とは、現在のSNAにおいては不確定債務という扱いになっております。不確定債務とは、条件つきで履行されるものということで、条件が満たされるか満たされないかが現時点では確定していないという意味で不確定債務という言い方をされています。そういう不確定債務については、取引する市場があつて、そこで取引が可能なものを除いては、現在のSNAでは記録しないとなっているのですが、それについての議論です。

政府が債務保証を与えた場合にどう記録したらいいかということでありまして、AEGでは政府保証を3つのタイプに分けて、それぞれにおいて対応が示されています。資料の中で3つ示されておりますが、要するに①が現行どおり、③も現行どおりですね。①は金融派生商品の形、クレジットデフォルトスワップのような市場取引可能な商品の形で供与されるものですが、これは記録するという事です。また、③の、単発でその保証に付随するリスクが測れないものは現状どおり記録しないということで、①と③は現状と変わらないのですが、②に中間的な分類を1つ設けています。規格化された保証ということで、輸出信用保証のようにある程度の枠が決まっています、多数に対して付与されるもの、そういったものについては損害保険と同じような記録をしたらどうかという議論がなされております。

非常に簡単ですが、以上が国際的に議論されている公的部門関連の内容でございます。

以上、事務局から問題意識ということでご説明をさせていただきました。

○中村委員長 ありがとうございます。ただいまの説明についてご意見、ご質問等いただきたいと思います。いかがでしょうか。岩本委員、お願いします。

○岩本委員 本日は話すことは、一応資料を用意しておりますので、それに沿って最初に発言したいと思います。

最初に資料4に関連することで、現在考えられるテーマを事務局でおまとめいただいているのですけれども、私の現在の認識といたしましては、SNAの公的部門に関してかなりたくさん課題があるというふうに思っております。

まず網羅的に課題を抽出して、すべてを解決していくにはリソースも限られておりますので、優先順位をつけて、いつまでに何をやるのかというそういう工程表を作成していくのが有益ではないかというふうに考えております。

いつまでにとというのは、なるべく早くというものから、次の基準改定まで、あるいはそれ以降にかかわる長期的課題という形で区分していくということではないかと思っております。

検討課題について、その性質によって分類・整備しておくことが対処の仕方を決めるに当たって有益ではないかというふうに考えておまして、本日、話にも出ましたけれども、93 SNAの改訂への対応が必要なものというのは、改訂の動向を見据えてやらなければいけませんので、もう少し時間を置いてからの対応ということになろうと思っております。93 SNAに準拠するために対応が必要なものは、早目に何らかの改善が必要だということになります。また、93 SNAに準拠しているのですけれども、その中でさらに推計を改善するだとか、内容を充実させるだとかいう、取り組み。それから、93 SNAが今後の課題としているものは、時間がかかりそうだということになります。このように、時間的なものが見えてくると、次に取り組むことが見えてくるだろうというふうに考えられます。

公会計との関連という話が出ましたけれども、これ自体はどうしてもSNAと、それから公会計の国際基準というIPSASがあるのであるのですけれども、その調和というのは国際的な議論が行われているわけですから、それを踏まえた上でないと、こちらの方で日本だけで先走って結論が出るものではありませんので、そういったことも踏まえていくということで、取り組み方の原則がいろいろと見えてくるのではないかというふうに考えております。

具体的な幾つかの課題について、工程表のイメージをお示するという意味で、資料の3ページを見ていただくと、資料7関連では、国際的なニーズとしましてはOECD/Eurostatが出しています共通質問票がありますので、それにすべて答えられるように整備を図る

ということが必要ではないかというふうに考えております。

現在、政府のデータを分析する場合には、OECDが出しております“National Accounts of OECD Countries”の第4巻として、最近発刊しました“General Government Account”というものが有益であるし、私もよく使わせていただいています。共通質問票のうちの3つの質問票からこの刊行物が出ているのですけれども、日本のデータは残念ながらところどころ欠けているところがございます、データを使う者としては若干悲しい部分がございます。

次のページで、具体的にどういうものがないのかということと2列目に整理して書いています。細かくはご説明しませんが、例えば対応するというのであれば、3列目に私ならこうしてほしいというのがいろいろと書かれております。さらに右側にいくとこれをいついつまでにやるというふうな形でやると、具体的な作業、何が必要なのかが見えてくるのではないかとこのように思います。この部分に関して言いますと、とりあえず今欠けている項目がありますので、それを埋めていけば、その数値目標ということで政策評価に使えるような作業の組み方ができると思います。これらのデータは諸外国の人にとっても非常にプライマリーなソースになりますので、充実させていただければということをお願いいたします。

次のところは、こういう資料を出してほしいという要求が5ページの方に書いておりますけれども、既にご説明の方で随時資料が出てくるということがありましたけれども、政府諸機関の格付けについては、現在、93SNAの改訂作業の中でいろいろと議論がされていますので、改訂の方の資料を踏まえることが必要ではないかというふうに思います。そこに挙げていますけれども、2月のAEGフランクフルトミーティングに出ましたペーパーというのがこれに関して詳しく出ていますので、次回以降にこれを踏まえて判断基準を議論すべきではないかというふうに考えております。

また、公会計の関連で、省庁別財務書類では政府に入る部分になるのですけれども、SNAに入らないとか、あるいは逆のケースとかとありましたけれども、これについてはもう少し相違を整理した資料が必要だと思います。なぜ違うのかということも最初に研究して、お互いの考え方というものをクリアにしていくことが必要ではないかというふうに考えておりますので、ぜひこのところを整理した資料というものがあればというふうに思います。

あと今回出なかったところ、抜けている課題といいますか、私がこういうのに取り組んでほしいというふうに思っている課題というのを6ページの方に書いておりますけれども、私もユーザーとしてSNAを使っておりますと、ドキュメントが弱いというのが感じるところであります、政府の方の数字でもこの数字がどのようにして構成されたのかということとたどって

いくと、わからないことは非常に多いところがあります。基本的には公的部門というのは政府の財政のデータを組み替えて構成されているというふうに理解しておりますので、組み替えの仕方をできるだけ詳しく公開していただくことが望ましいというふうに思います。

あとはSNA全般にかかることですが、遡及系列というのは早目に整理をしていただければという気がいたします。

また、一次統計、財政関係の統計と国民経済計算とその関連統計なのですけれども、この連携の強化というのも図っていくことが課題ではないかというふうに思います。

具体的には、一次統計の方の決算書類の項目に、ここにいろいろと横文字書いていますけれども、SNA関係のいろいろなコードを符号化しておけば、あとはこれに従って集計していくという作業で、かなりワークフローが流れると思います。手作業でやったり、あるいは聞き取り調査をやるような形で、ヒューマンエラーが入りやすい、あるいは労力がかかるというやり方ではなくて、もっと洗練されたやり方で、一次統計と国民経済計算の間をつなげるような形で推計の改善を図っていただければいいのではないかというふうに思っております。

あとは、統計がいろいろと充実して、最近類似した統計が並立した状態になってきていて、これが逆にいろいろと混乱を招く恐れがあるというふうに感じておりまして、何らかのハーモニーゼーション、あるいはいろいろな整備が必要ではないかというふうに思っております。

先ほどもちょっと触れましたけれども、国際基準に関連するものは国際的な議論を踏まえて、そちらのハーモニーゼーションを随時取り入れていくということなのですけれども、ここでの議論からはちょっと外れるかもしれませんが、従来からある統計で、類似の概念をカバーする国際基準が策定されて、新しく作成が始まったものについては、従来の統計が国際的に見ると重複して価値がなくなっているようなものがあるので、こういったものも整理することが行政改革につながるのではないかというふうに思っています。

具体的には国民医療費というものが厚生労働省で長らく作られておりますけれども、OECDの方で“System of Health Accounts”という基準が作られておりまして、これは医療経済研究機構で作成されております。SHAの方が使いやすい面がありますので、国民医療費とSHAが林立しているというのは、ある意味無駄ではないかという気がします。

産業連関表もSNAに統合されているわけですから、最初からSNA準拠の産業連関表を作成すれば済むことであって、産業連関表を作って、後からSNA準拠で作るというのは無駄ではないかというふうに感じております。以上でございます。

○中村委員長 では、跡田委員どうぞ。

○跡田委員 全体的な問題意識は結構なのですけれども、今、岩本委員のお話の中にもありましたように、やはり利用者の側からするならば、対応表がすべてにおいて出てきたならば、国内的な問題は解決できるのではないかと思います。

つまり、SNAと財政統計なり公会計の関係についてあえて言うと、財務省系のものはなかなか対応してくれないので、むしろこちら側で対応せざるを得ないのかもしれないのですけれども、そういう財政統計との対応関係を一覧表で作り上げてくだされば、恐らく岩本委員の国内的な問題に対する不満はほとんど解決できるのではないかと思います。財政統計上に載っているコード番号でプログラム上は対応がなされているのだらうと思うのですけれども、それを一度きちんと整理するというのが必要なのかなと。これは20年来ずっと思っているのですけれども、到底個人ではできない作業なので、どこかの段階でそういうことをやっていただければ、まず財政統計との対応はつくでしょうし、公会計の方もほとんどあれはコード番号で分類していますから、かなり明確になってくるのではないかと思いますので、そういうことも1つ検討課題といいますか、もう既に入っているような気もしますけれども、お考えいただけたらと思います。

海外の方は、岩本委員の意見に従います。

○中村委員長 それでは、作間委員、どうぞ。

○作間委員 委員長、ありがとうございます。

いろいろと細かいことに関しては、おおいこの会合が、進んでいく間に議論していけばいいと思いますので、焦点になろうと思われる事柄を1つだけ発言したいと思っております。

それは、二村課長が非常に手際よく問題点を整理されているのですけれども、やはりSNAの立場からいうと格付けが焦点かなと思っております。二村課長が説明されたように所有／支配の基準というのがSNAの基準なのですけれども、我が国における適用が国際的な適用とはずれているというのが実は問題の出発点であったと思います。

例えば、国鉄の分割民営化が行われた際、今の基準を適用することによって、二村課長が悪いと言っているわけではないのですが、我が国で伝統的な実施方法がそうだったということなのですけれども、国鉄が分割民営化の時点で公的部門から民間部門にいくような仕組みになっているのですね。それは変だと思うのです。分割民営化が行われた時点では、政府が100%の所有権を持っていたはずですが、現在でも分割後のJR各社のうちに政府がまだ100%所有権を持っているところは幾つかあるはずですよ。100%所有権を持っているにもかかわらず、先ほどの基準だと民間部門ということになってしまう。それは所有／支配の基準の適用の仕方がおか

しかったのではないかと、国際的な理解と比べておかしかったのではないかとというふうに僕は思っております。

大体50%超を所有している主体が支配しないというのは論理的にいつておかしいのですよね。株主としての、所有者としての権利を放棄しているのだという言い方もできるかもしれませんがけれども、それは権利を放棄しているという形で支配しているのだというふうに思います。だから、所有している場合、それは自動的に支配することになるというふうに理解した方がよろしいのではないかと思います。そのように国際的には実施されているように僕には思います。

支配の基準が所有とは別に問題になるのは、政府が50%以上所有していなくても実質的にその機関を支配することができる可能性がある場合が多々あるからですね。

例えば、重要な経営方針に関して政府が決めることになっている。それから、取締役のように、機関の意思決定にかかわるようなメンバーを政府が任命できるような仕組みになっているなどといった場合は、所有の割合にかかわらず支配できますので、それは公的にしようというのがSNAの正しい解釈であって、国際的にもそのように実施されてきた。

我が国では、国際的な解釈とは違う解釈の仕方をしたことによって、公的部門が非常に過小になってしまったということが言えるかと思います。ですから、そこは十分議論したいと思えます。

あと1点、申し上げます。会計と統計との関係、これはどう考えればいいのか、ほかの委員の先生方にもお聞きしたい点の1つなのです。日本の国鉄の話題を出しましたからイギリスの国鉄の話をしますと、英国の国鉄が日本とちょっと違う方式で分割民営化されて、その、インフラの部分を所有した会社がRailtrackという会社でした。その会社があっさり破綻してしましまして、その後、Network Railという利潤が出たらそれをすべて投資に回すという一種の非営利組織がRailtrackの部分を継承したのですが、そのNetwork Railのステータスを巡りまして、英国で統計上あるいは会計上の問題になったのですね。

Network Railというのは“*company limited by guarantee*”という組織形態を持っています、特に株主というのはいないのですけれども、そのかわりに、メンバーというのがいて、そのメンバーを当初、政府が任命することになっておりましたので、その時点では公的部門です。先ほどの支配基準を適用して、公的部門になったのですね。それからその後、ある時点で民間部門に部門換えしたのです。どの時点で部門分類を変えたかというのはなかなか面白い話題で、そここのところも実は議論されたのですけれども、それは省略いたしまして、そのとき統計としてどうなのかということと会計としてどうなのか、我が国で言えば会計検査院に当たる

ようなところ（NAO：National Audit Office）が議論しまして、会計上の取り扱いと統計上の取り扱いが違っていただけです。

例えばNetwork Railというのは余り儲かりそうもない機関ですので、いろいろと政府が助成をしたり債務保証をしたりしているわけですが、債務保証の取り扱いというのが重要な問題になりまして、我が国で言えば会計検査院に当たるようなところと、統計局というか内閣府（に当たるところ）というか、Office of National Statisticsで議論を行って、Statistics Commissionが議論の仲裁みたいなことをやっていたことがいろいろとわかっています。そのときの議論というのは、会計と統計とは別なのだということでした。統計としての説明責任をどう果たすかということになると、やはり国際基準に準拠していますよということを使う必要があるだろうというのがそのときの議論です。そうでないと、債務保証の問題なんかは政府債務があるいは政府の赤字の規模にも密接に影響してきてしまう。また、労働党が97年に政権をとるときにいったん民営化した英国国鉄を再国有化はしないという宣言をしていたということも話題になったことがあると思います。統計としての説明責任をどう果たすかということについては、結論だけ言ってしまえば、SNAという国際基準に照らしてやっていますということ以外にはないと思うのです。では、現在のSNAが本当に正しいのかというと、それも議論になり得ると思うのですよね。それは先ほどSNAリビジョン1ということで二村課長が指摘されたとおりにかと思っています。

○中村委員長 それでは続きまして、関川委員、お願いします。

○関川委員 幾つか事務局に用語ですとか、確認させていただきたい点がございます。

最初のご質問は、実は今、作間委員がお答えになっていただいたような感じなのですが、93SNAの資料5で、公的企業の4.72.で企業の公的と民間かの定義が（a）または（b）というふうに「or」になっているのに対して、我が国の取り扱いについては、先ほどの説明ですと、資料6の2の政府諸機関の分類で判断基準1、2、3、4が全部「and」ということでした。私は最初資料を見たときに「or」なのかなとちょっと思っていたのですが、でも、「and」だということなのでちょっと違っているのではないかなと思ったので、それをご確認させていただきかけた点がまず1つ。

それから、資料8にAEGというアドバイザリーグループがあるということなのですが、そちらの方は日本からどなたか参加されていらっしゃるのかということ。

それから、同じ資料8で税の取り扱いが検討課題に挙がっているということで、「税の取り扱い」の最後、右側の「AEGにおける議論」で税控除の取り扱いについて「全額を政府支出

として記録」という記述があるのですけれども、一般的に税額控除をすべて政府支出として記録をするというような議論をされているのか、それとも何か税控除というのが別に定義されていて、それを議論されているのかという点です。

というのは、先ほどから岩本委員からご発言があったように I P S A S という国際公会計基準というのがございまして、私が国際公会計基準を作成している国際公会計基準審議会の日本代表を務めているのですけれども、そこで今、会計上、税をどう扱うかという議論がされています。そこでは複雑になりますけれども、税控除を税金支出と税システムを通じて支払う費用の2つに分けまして、税のシステムを通じて支払われる費用の方だけを政府支出として扱う、会計ですから費用として扱うというのが今議論になっているので、その辺の整合性がどうなっているのかをちょっと確認したいというところでございます。

それから資料8の2ページ目に公的準企業という概念があるということなのですが、例えば日本で具体的にはどういうところが該当するのかを教えていただければという点。以上です。

○中村委員長 それでは山本委員、お願いいたします。

○山本委員 事務局の整理していただいた資料4に関してなのですが、この検討がどういう経緯で出たかよくわからないのですけれども、もし経済財政諮問会議等において出たような議論に真摯にこたえるということが目的の1つであるとすれば、基本的に岩本委員もおっしゃったように、日本の財政統計、G F S 等が場合によってはすかすかの状態だった原因はどこにあるのかということを考えてみる必要があると思うのですね。93 S N A の、これはリビジョンなどいろいろおっしゃっていますが、そういう国際基準に真摯に対応しようと思った場合に、内閣府だけで可能なことかどうかというのが、多分大きな問題だろうと思うのです。要するに、かなりみっちりに対応しているような国というのは、基本的にマイクロデータがきちんと整備されているわけですね。したがって、日本が整備されていない、あるいは場合によっては対応が事実上難しく、かなり推計の要素が入っているとすれば、どこに原因があるのか、内閣府の方で頑張っところら辺がどこまでできるか、というような議論をしないとイケないのではないかといいことでもあります。

したがって、G F S と S N A と財務諸表との関係の整理的な勘定体系といいますか、調整表を作るにしても、これは諸外国もかなりアングロサクソンを中心にそういう調整表を作ってやっていますので、多分最終的には作問委員がおっしゃったように、経済学の概念と統計の概念、会計の概念は違いますから、相容れない要素があってもいたしかたないと思うのですが、そう

いう調整勘定を作るにしても、現状の範囲でどこまで可能かということをしきりと整理することが私は一番必要だろうと思います。

格付けとおっしゃっている話についても、これはそれなりに個人的な意見は持っておりますが、いずれにしても一番重要なことは、国際比較する場合には一般政府ベースでやるわけなのですが、財政運営ということになると、一般政府概念と他の概念との違いというのは当然出てくるわけですので、国際比較をする場合と、日本の財政運営の指針なりに用いる場合とはまた違った整理が必要です。今回の議論がSNAだけの議論なのか、GFSも入った議論なのかというのがよくわからないのですが、幾ら何でもこの会議で公会計の議論を多分するのではないというふうに認識していますので、SNAの議論をするということだとすると、GFSの扱いはどこら辺でやるのかなというのがちょっとわかりませんものですから。

大きく言うと、今ネックになっているところがどこで、それは内閣府の方で頑張ることができるのかどうかということが1点と、GFSについての議論はこの検討会でどれぐらいしてもいいのかという2点についての質問をしたいと思います。以上です。

○中村委員長 それでは、一通りご発言いただきましたので、ここで答えられる範囲で事務局からお願いします。

○二村国民支出課長 いろいろとご意見いただきましてありがとうございます。

本日は個別の課題について詰めていくというよりも、今後取り上げるべき課題を挙げるということが趣旨でございますので、本日お答えできない部分もあるかと思えます。それについては、また今後、具体的に検討する際にきちんとご回答あるいは議論させていただきたいと思っております。

まず、岩本委員から資料に沿ってご意見をいただきました。最初に、課題をリストアップして優先順位をつけて工程表を作るべきではないかということでございますが、基本的に当方も同じような認識を持っておりまして、何回か委員会でご議論いただくだけで、すべてのことが片付くというわけではございませんので、まさに長期的課題も含めて網羅的に課題をリストアップして、それについて何らかの方向性を出し、また優先順位あるいはタイムスケジュールを示す、そういったものができればいいと考えてございます。

岩本委員からいろいろご意見いただきまして、大変ごもっともなところもありまして、OECD関係のデータで提供できていないところが多数あるということはお指摘のとおりでありまして、これはできるところから進めたいと考えております。

具体的にテーブル2につきましては、ある程度早く対応できるということで、次に出るOE

CDの統計集には、もう少しテーブルが埋まった形でデータを提供しておりますので、そこについてはある程度クリアできたかなと考えております。テーブル3、テーブル4についてはまだ対応できていないところがございます。これについても、今後の課題としてリストの1つに挙げるべき点かなと思っております。

それから政府諸機関等々、これらについてはご指摘を踏まえて、今後議論をする際に資料をきちんと整える等して、議論の土台にしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

跡田委員からご指摘いただいたコードの対応は、SNAと例えば財政統計の側との対応表ができればということがございますが、これについては、やはりいろいろところで言われていることでもあります。どこまでできるかというところではありますが、これについても今後の議題の1つとして扱わせていただきたいと思いますと思っております。

作間委員からの格付けの件ですが、これも議題として載せておきますので、今後具体的に議論する際にまたよろしく願いいたします。

それから、関川委員から幾つか確認のご質問をいただきました。まず、政府の所有と支配について「and」か「or」かということでもあります。これはおっしゃるとおり、国際基準では「or」になっております。一方、日本の現在の枠組みでは「and」で処理をしているということでもあります。これについては、当時、93SNAというものができた際に、それを日本のSNAに具体的に反映させる際にも、やはりこの国民経済計算調査会議の中に委員会を設けまして、ご検討いただきました。その議論の中で「or」にしてしまうと、それまでの政府あるいは公的部門の範囲に比べて、政府あるいは公的部門の範囲が非常に広がってしまうと。そういった基準にすると、一般的に考えられている政府の範囲に比べて違和感が生じるのではないかといったような議論もございました。そのほかにも事務局サイドとしても政府の範囲が広がりすぎるとデータとして取りきれないのではないかといった議論もございました。

当時はそういった議論を踏まえて、日本では「and」でやろうということに決まったわけですが、今回、またご議論いただくわけですので、その後の国際的な議論とか、あるいは国際的な対応等々も含めて議論して望ましい方向というものを出していただければと思っております。

それから、AEGについて日本からメンバーは出ているかということですが、私の承知する限りでは残念ながら日本からは出ていないというふうに認識しております。

税控除の話の細かいところは、今お答えできませんので、また今後の議論の中でお答えしたいと思います。

それから公的準企業の例でございますが、日本の例でいきますと、中央政府の特別会計など、事業会計等は公的企業という扱いにしております。これは実際、法人企業ではないわけですが、1つの企業と同じような扱いをするという意味で、日本では公的準企業の例の1つとなっております。

山本委員からは内閣府だけでどれだけできるかという話ですが、確かにおっしゃるとおりでありまして、基本的にこの場ではSNA、国民経済計算というものの範囲で、それをどう改善していくかということをご議論いただきたいわけでございます。例えばSNAだけでは、あるいは内閣府だけでは対応できないような課題も出てくるかと思えます。そういったものについては、今まさに政府の中で統計制度改革という議論が行われておりまして、司令塔というものを設けようという議論でございます。

具体的には内閣府に統計委員会を置くという方向の議論でございますが、そういう司令塔というものができた暁には、SNAの側から発信をしていって一次統計なり基礎統計の側に今よりも強く働きかけていくことができるのではないかと考えておりますので、この場でいただいた議論、SNA以外の議論が出てくる可能性もございまして、そういったものはこの場ではすぐには対応できないとしても、そういう今後の司令塔機能の中で反映していくことができるのではないかと考えております。

○中村委員長 私からも一言発言させていただきますと、本日、産業連関表の技術委員会が開かれたはずでございますけれども、2005年表の作成準備が始まっております、岩本委員のご指摘のようにSNA準拠ということにはなっておりませんで、従来の商品×商品の表を作るということのようです。その公的部門の格付けにつきましても、例えばJRについて、東日本と東海はほかとは別の扱いになるというような細かい検討もされております。ここでの議論がそちらに反映されるということであればよろしいのだと思いますが、ちょっとタイミング的には難しいのかなという気もいたしております。

まだ多少時間がありますので、追加的に発言されたい方がおられますか。岩本委員、どうぞ。

○岩本委員 これから検討していくに当たっては、基本的な方針というのは大事になってくると思います。先ほどの事務局の回答の中にありましたが、「and」か「or」かの話なのですけれども、要は国際基準に準拠していくということを重視するのか、それとも従来からの継続性を重視していくのかということの選択に当たって、私はこれまでは従来からの継続性を重視し過ぎていたのではないかというふうに考えております。

SNAの国際比較が可能なように基準がつくられて、それに沿って各国が作っているわけで

すから、やはりこれからの検討といいますのは国際基準に準拠する方向に統計を改訂していく方向で、そうするとそういう継続性はなくなるのですけれども、それは優先順位としては2番目だという扱いですね。それがやはり基本方針ではないのかなと。今回の検討課題においても私は委員としてはそういう気持ちで臨みたいなというふうに思っております。

○中村委員長 作間委員、どうぞ。

○作間委員 おいおい議論していけばいいと思っていたことがちょっと話題になりましたので、二村課長のご発言を補足する意味で、準法人企業について。公的企業、公的準企業と略してありますけれども、法人と付けた方がよろしいですね。公的法人企業、公的準法人企業、これも我が国のSNA事情の特異点の1つかもかもしれません。制度部門としての一般政府の範囲と、それから公的法人、準法人企業の範囲の確定の仕方について、SNAには、本来、法人格を持たないため法人企業部門には置かない、政府企業という言葉があるのですけれども、一般政府の中に入れておくような生産主体があるのです。我が国ではそれはなく、そのようなものはすべて準法人企業、法人企業に準じた機関としてしまっているのですね、公的準法人企業にしまっているのですね。それは我が国のSNAの特色というか、特異な点なのですね。要するに、準法人企業と訳すべきであり、公的準法人企業の取り扱いには若干の議論すべき点があるだろうということです。

あと追加で岩本委員のご発言なのですけれども、国際基準に準拠すればいいのかどうかというのは迷う点が非常にあります。

例えば、我が国では制度部門別の生産勘定は結局作成されなかった。これは93SNAに移行するときに大議論した点なのですけれども、我が国の統計制度とよく合っていない、我が国では事業所、それから企業という二本立ての統計制度が出来上がっておりまして、それにうまく適用させることができないという結論を多分93SNAに移行する際に出したと思います。したがって、制度部門別の生産勘定は作らない。

そのほかにも随分93SNAに規定されていても、我が国は実施されていない、我が国の判断として実施しなかったというところがいろいろあるわけですよ。例えば、当時の議論で話題になりましたのは、資本形成概念の拡張をどこまでSNAに準拠して行うかという議論があったと思います。著作権のたぐいはどうするかとかありましたよね。漫画はみんな資本形成なのかとか、そういう議論もあったように聞いていますけれども、SNAが国際基準であるからといって、それに準拠すればいいのかどうかというのは大いに議論してみるべき点だと思っております。

先ほど、僕の発言はもしかすると、そういう国際基準一本槍の方がいいというふうに受け取られたかもしれないのですけれども、僕が言いたかったことは、実は公的、民間の区分というのは非常に政治的に微妙な問題だということですね。

それが実は先ほどのイギリスの例で言いたかったことなのです。Network Railのステータス問題というのが非常に微妙な含意を持っていた。政府保証の取り扱いをどうするかという問題、これは、今の郵政民営化でも、破綻したRailtrackと同じような役割を持っている組織がありますから、微妙な問題になり得ると思いますけれども、そういう政治的に微妙な問題に対して統計作成機関がどのように対応していくかという姿勢の問題だと思うのですね。その場合、説明責任をどういう形でとるかという、国際基準がそうなっているのですよという言い方しかないと思うのです。

Office of National Statistics(ONS)と、我が国で言えば会計検査院に当たるところが、政府保証を問題にしてどうするのだという議論をやったときに、ONSの側としては、SNAはこうなっているのですよ、“public corporation by guarantee”のメンバーの選定に当初は政府が当たったからNetwork Railは当初は公的部門にしたのですよ、ということをちゃんと説明するわけですよ。

そういう説明責任を果たしていく上で、国際基準なのだということしかないと思うのですけれども、それは一般論ではないと思います、SNAに準拠すればいいのかどうか。資本形成概念にしてもそうだし、それからロイヤルティの問題なんかも我が国はSNAどおりにやっていませんけれども、あれはSNAが違っているのだと思います。FISIMの問題もかなりSNAに問題があると思います。必ずしも国際基準が絶対だと、言いたいわけではないということを岩本委員に申し上げたいと思います。

○中村委員長 それでは関川委員、どうぞ。

○関川委員 私が参加します国際公会計基準審議会で、統計の問題に直接関係ある部分でどういう議論がされているか、だけを簡単にご紹介差し上げたいと思います。IPSASBと略していますけれども、国際公会計基準審議会でいろいろなテーマを扱っていますが、優先順位の中で統計と会計基準の調和化を図るとするのは3番目の優先順位がつけられております。1番目が公的セクター特有の会計問題に対して基準をつくるということです。何でそういうフローになっているかといいますと、非常に俗っぽい言い方をしますと、国際会計基準という民間の会計基準がございまして、IPSASというのは、こういうことを言うと怒られるかもしれないのですけれども、簡単に言うと、民間の基準をコピーして政府公的機関に都合の悪いところ

を変えるということをしているわけです。ただ、例えば税収入をどうやって計上するかということは民間の会計基準には一切書いてありませんし、あるいは公的年金をどうやって会計処理するかということも民間の基準には一切書いてありませんので、それを公的セクター特有の会計事象と言っているのですけれども、それについて会計基準をつくるということを最優先事項でやっております。民間の会計基準との整合性を保つというのが2番目の優先事項で、3番目の優先事項として統計との調和化のプロジェクトというのがございます。3番目になった背景としては、実は日本もそうなのですけれども、統計との調和化に非常に熱心に取り組んでいる国と余り今まで熱心でなかった国というのがありまして、熱心に取り組んでいる国は例えばオーストラリアなどで、熱心でない国というのはちょっとよくわからないのですけれども、私の見る限りアメリカは余り熱心でないような印象を持っております。統計はもともとあちこちからデータを引っ張って作っているので会計のデータと全く違うため、一緒にならなくていいのだ、というのがアメリカの代表の意見のようです。

そういうこともあって、余り高い優先順位になっていないのですけれども、成果物としまして、2005年1月にリサーチレポートとして国際会計基準と統計ベースの財務報告の違いの分析報告書を出しております。これは、一応国際公会計基準委員会が出したことになってはいますが、前書きに国際公会計基準審議会の公的見解を述べたものではないということが書いてありまして、実際にはOECDが形成しましたTFHP SA (Task Force on the Harmonization of the Public Sector Accounting) という、公的セクターの会計の調和化に関するタスクフォースのワーキンググループ1が執筆しております。

これはちょうど1年半ぐらい前に公表されたレポートになりまして、もう一つはここで調査レポートを出した後、具体的な基準づくりに取りかかっておりまして、先ほどから話題になっています一般政府部門を開示するときの会計基準というのが、今年の7月の会議で最終的な基準にすることが合意されました。まだ最終的な基準になった文章そのものが公表はされていないのですけれども、恐らく今月か来月に国際公会計基準第22号という形で公表されることになると思います。

中身は、一般政府部門を開示することを強制する基準ではなく、国際公会計基準に従って、全体の財務諸表を開示している政府が一般政府部門を開示する場合にはこの基準に従って開示しなさいという、そういう形になっています。一種の奨励開示事項というような形で、奨励まではいかなかったかもしれないけれども、開示する場合にはこの基準に従いなさいという規定になっております。

○中村委員長 ほかにございますか。何か事務局からはよろしいですか。

それでは、最後に事務局から次回の会合についてご説明をお願いいたします。

○大貫企画調査課長 本日は貴重なご意見をいただきありがとうございました。

次回の会合についてですけれども、委員長とご相談させていただいた上で議題及び日程について後日またご連絡させていただきたいと思います。

○中村委員長 何か質問ございますか。

○関川委員 おおむねの会議の開催ペースはどのぐらいを考えていらっしゃいますでしょうか。

○二村国民支出課長 当初は一月から一月半に1回ぐらいと考えておったのですが、年内はちょうど年次推計の作業が重なっておりますので、恐らく次回は年明けぐらいにさせていただきたいと考えております。その後は、一月から一月半に1回ぐらいのペースで、全体として、5、6回程度を考えてございます。

○中村委員長 よろしいでしょうか。

それでは、時間もまいりましたので、本日はこれで終了させていただきます。長時間どうもありがとうございました。